

5-6 三位一体改革に伴う施設等給付費に係る費用負担割合の見直し

- ◎ 去る11月30日に決定された今次の三位一体改革において、都道府県交付金を廃止し、これと一体の措置として介護保険制度における施設等給付費に係る国と都道府県の費用負担割合を見直すこととなった。
- ◎ 本件については、これらの施設整備に関する都道府県の権限・財源を明確化することを踏まえた措置であり、平成18年4月を施行日とする介護保険法の改正が必要となるものであるが、その内容は次のとおり。

1. 対象となる施設等給付費

- 都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費

2. 費用負担割合の見直し

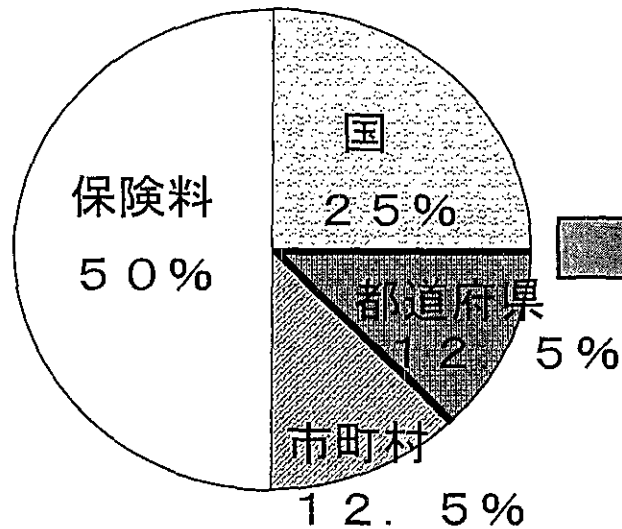
- 施設等給付費について、以下の費用負担割合とする。

<現行>		<見直し後>	
・国	25% →	20% (▲5%)	
・都道府県	12.5% →	17.5% (+5%)	
・市町村	12.5%) 現行通り
・保険料	50%		

介護保険の費用負担割合の見直しについて

<現 行>

(給付費：6兆円)



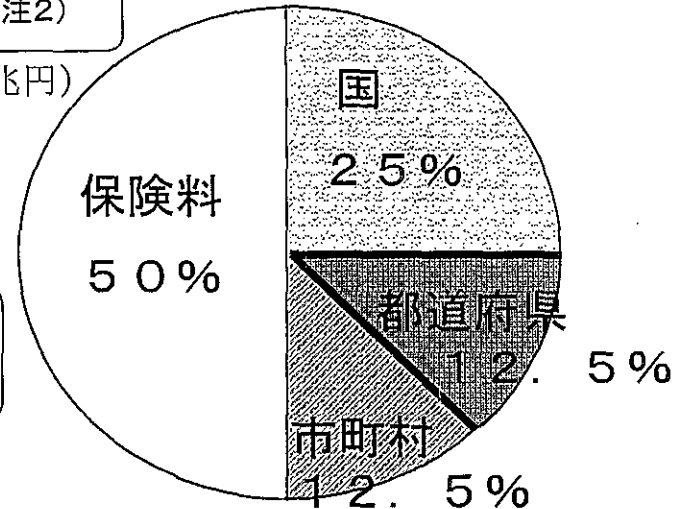
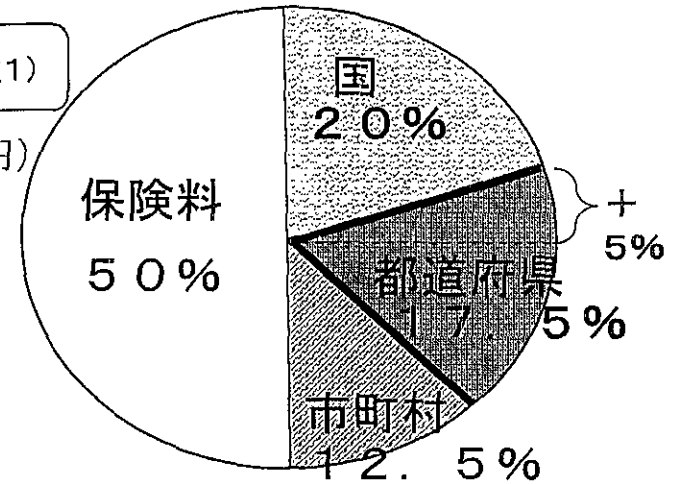
施設等給付費(注1)

(3兆円)

居宅給付費(注2)

(3兆円)

<見直し後>



(注1) 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

(注2) 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

※給付費の額は、介護給付費実態調査（平成17年8月審査分）等に基づく推計額。